

令和4年第3回江差町議会臨時会資料

資料1：江差町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表【承認第1号関係】	…P 1
資料2：「江差割」宿泊キャンペーン事業の概要【議案第1号関係】	…P 2 3
資料3：かもめ島キャンプ町民利用促進事業の概要【議案第1号関係】	…P 2 5

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の<u>手数料は、江差町手数料条例（平成16年江差町条例第6号）の規定による。</u></p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付</p> <hr/> <p><u>手数料は、江差町手数料条例（平成16年江差町条例第6号）の規定による。</u></p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定によ</u></p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>り前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとすき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定</p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年度の末日の属する年度の翌年度の個人の道民税若しくは町民税に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者</p>	<p>配当等申告書に記載した特定配当等にかかる所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度の個人の道民税若しくは町民税に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者</p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除配偶者に該当しないもの）を除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）</p>	<p>から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</p> <hr/> <p>）に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）</p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、町長の定める様式による。</p> <p>3～9（略）</p> <p>第36条の3（略）</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち、法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならぬ。</p> <p>（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならぬ。</p>	<p>が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、町長の定める様式による。</p> <p>3～9（略）</p> <p>第36条の3（略）</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち、法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならぬ。</p> <p>（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならぬ。</p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>扶養親族（控除対象扶養親族）</p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～16 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>17 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきもの</p>	<p>_____を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～16 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>17 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきもの</p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>とされている事項（次項及び第19項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第19項において「機構」という。）を經由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>18～22（略）</p> <p>23 第20項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第31条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第20項前段の期間内に行う第17項の申告については、第20項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>24（略）</p> <p>（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、江差町手数料条例（平成16年江差町条例第6号。「以下手数料条例」という。）による。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、</p>	<p>とされている事項（次項及び第19項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第19項において「機構」という。）を經由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>18～22（略）</p> <p>23 第20項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第20項前段の期間内に行う第17項の申告については、第20項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>24（略）</p> <p>（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、江差町手数料徴収条例（平成12年江差町条例第16号。「以下手数料徴収条例」という。）による。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、</p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>手数料を徴しない。</p> <p>（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（<u>同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>）の交付（<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの</u>の交付を含む。）の<u>手数料は、手数料条</u><u>例</u>による。</p> <p>附 則</p> <p>（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年度分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p>	<p>手数料を徴しない。</p> <p>（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書<u>の交付</u> <u>手数料は、手数料徴収条例</u>による。</p> <p>附 則</p> <p>（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年度分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。</u>）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
2 (略)	2 (略)
3 法附則第15条第15項に規定する町の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する町の条例で定める割合は2分の1)とする。	3 法附則第15条第16項に規定する町の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する町の条例で定める割合は2分の1)とする。
4 法附則第15条第22項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	4 法附則第15条第23項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
5 法附則第15条第23項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	5 法附則第15条第24項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第23項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第24項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
7 法附則第15条第23項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	7 法附則第15条第24項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
8 法附則第15条第24項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第25項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第24項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	9 法附則第15条第25項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
1 2 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	1 2 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
1 3 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	1 3 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
1 4 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	1 4 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
1 5 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	1 5 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
1 6 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	1 6 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
1 7 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	1 7 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
1 8 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	1 8 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
1 9 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	1 9 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
2 0 法附則第15条第29項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	2 0 法附則第15条第30項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
2 1 法附則第15条第33項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	2 1 法附則第15条第34項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
2 2 法附則第15条第34項に規定する町の条例で定める割合は3分	2 2 法附則第15条第35項に規定する町の条例で定める割合は3分

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第39項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第43項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>25・26 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に</p>	<p>の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第42項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第46項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>25・26 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に</p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅</u>専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(宅地等)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当</p>	<p>申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(宅地等)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当</p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>（上場株式会社等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3（略）</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式会社等の配当等（以下この項において「特定上場株式会社等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式会社等の配当等に係る配当</p>	<p>該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5_____を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>（上場株式会社等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3（略）</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式会社等の配当等（以下この項において「特定上場株式会社等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式会社等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の</p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>所得につき同条第1項の規定の適用に受けた場合に限り適用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第3</p>	<p>4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。</p> <p>3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第3</p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>3条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の<u>規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第20条の2（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項後段の規定は、<u>特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p>3条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第20条の2（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項後段の規定は、<u>特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（1） <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、<u>条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、<u>条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、<u>同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における</u></p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「<u>条約適用配当等</u>」という。）に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る</u> 同条第4項に規定する<u>確定申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び<u>当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合</u>」</p> <hr/> <p>であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約等実施特例法</u>」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「<u>法第37条の4</u>」とあるのは「<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4</u>」とする。</p> <p>(削除)</p>	<p>当該<u>確定申告書</u>に限る。）</p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「<u>条約適用配当等</u>」という。）に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分</u>の同条第4項に規定する<u>条約適用配当等申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び<u>当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合</u>（<u>条約適用配当等申告書</u>にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由がある<u>と町長が認めるときを含む。</u>）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約等実施特例法</u>」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「<u>法第37条の4</u>」とあるのは「<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4</u>」とする。</p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例</u>)</p>

江差町税条例（昭和25年条例第21号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	改正前
<p>別表（第34条の7第1項第1号関係） 【別記1 参照】</p>	<p>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p> <p>別表（第34条の7第1項第1号関係） 【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正後

寄付金の区分	控除対象寄付金
第34条の7第1項第1号に掲げる寄付金	社会福祉法人 <u>あすなる福祉会</u> 社会福祉法人 恵愛会 社会福祉法人 ひのき会 社会福祉法人 江差町社会福祉協議会 社会福祉法人 雄心会

改正前

寄付金の区分	控除対象寄付金
第34条の7第1項第1号に掲げる寄付金	社会福祉法人 <u>江差福祉会</u> 社会福祉法人 恵愛会 社会福祉法人 ひのき会 社会福祉法人 江差町社会福祉協議会 社会福祉法人 雄心会

江差町税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第7号）新旧対照表 【第2条による改正】

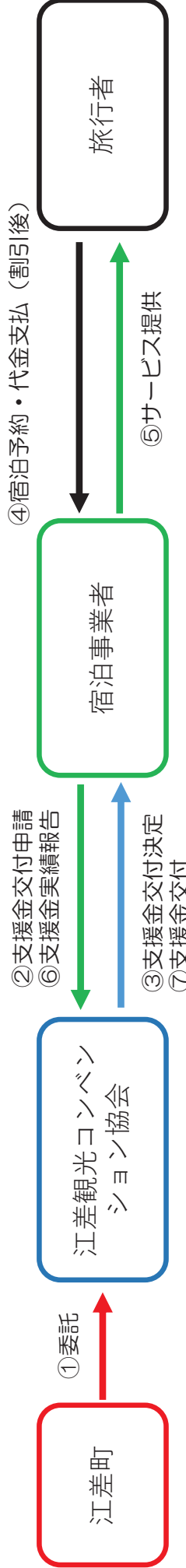
改正後	改正前
<p>第1条 江差町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族</u>」の次に「<u>年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新条例第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに<u>附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条 江差町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>」に改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新条例の規定中<u>個人の町民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>

「江差割」宿泊キャンペーン（事業継続）

【事業費 9,740千円】

目的	新型コロナウイルス感染拡大の影響により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、令和2年度及び3年度において町内における宿泊に対して料金の割引を実施。春からの観光シーズンを迎えるにあたり、引き続き観光客の回復に向けた取り組みとして事業の継続をするもの。
概要	<p>町内宿泊施設への宿泊料金を料金区分により割引（連泊は初日のみ対象）し、割引分を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和4年4月28日～令和5年3月13日（3/12宿泊分まで対象） ・旅行やビジネス等宿泊理由を問わず適用 ・北海道が実施する『どうみん割』と併用しての利用も可能。 ・コロナ禍により、緊急事態宣言やまん延防止対策措置の発令が出されたときは一時事業停止により、感染拡大防止を図る。

1人当たりの宿泊料金	割引額
① 1,000円～5,999円	1,000円
② 6,000円～9,999円	3,000円
③ 10,000円～14,999円	5,000円
④ 15,000円～19,999円	7,500円
⑤ 20,000円～	10,000円

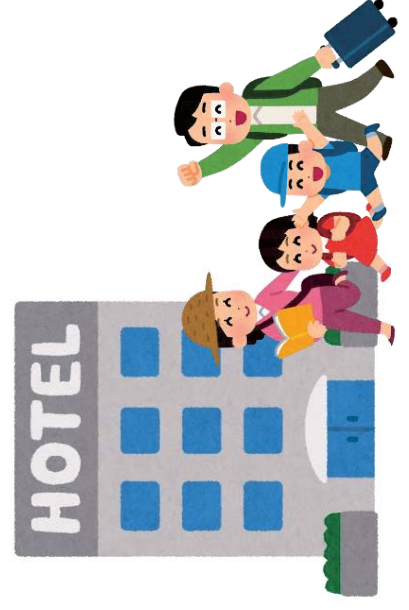


【事業費（内訳）】

（単位：千円）

区分	予算額	算出内訳
割引支援分	9,600	@1,000円 × 300人 × 1施設 = 300千円 @3,000円 × 300人 × 7施設 = 6,300千円 @10,000円 × 300人 × 1施設 = 3,000千円
事務費	140	振込手数料ほか
合計	9,740	

資料2



かもめ島キャンプ町民利用促進事業

【事業費 1,465千円】

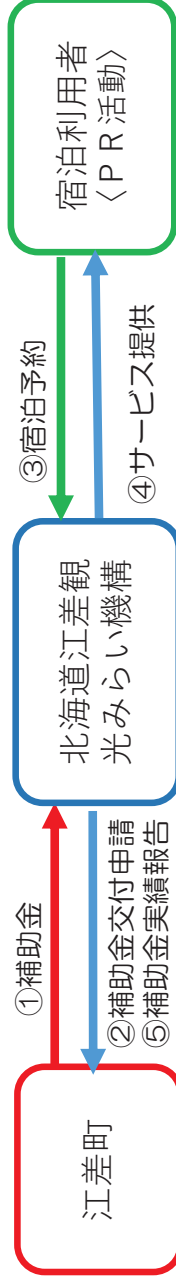
【江差マリピンング】



マリピンングの極上体験

目的
 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、屋内で過ごす時間の割合も高くなっていることから、江差町民にかもめ島において比較的少人数で、かつ広いスペースで活動ができる「キャンプ」を利用いただき、コロナ禍における余暇活動の推進を図るとともに、町民のマリピンングの認知度を高め、キャンプを体験した町民自らが情報発信や江差町PRを行うことを促すため、町民を対象としたかもめ島キャンプ宿泊料の割引支援を行うことを目的とする。

概要
 北海道江差観光みらい機構が提供する「江差マリピンング」（グランピングテントキャンプ）と「手ぶらでキャンプ」を利用する町民への宿泊料を支援
 ・実施期間 令和4年4月29日～10月23日（キャンプ提供期間内）
 ・対象者は江差町民に限る
 ・「江差マリピンング」、「手ぶらでキャンプ」の宿泊プランに適用
 ・支援はマリピンングで中学生以上が宿泊料の半額、小学生以下が無料、手ぶらキャンプは半額とする。
 ・マリピンングは20組、手ぶらでキャンプは30組程度（4名利用）



【事業費（内訳）】 (単位：千円)

区分	予算額	算出内訳
割引支援分 (補助)	1,465	江差マリピンング（4名利用） ・大人（中学生以上） 26,000円 × 2名 × 20組 × 1/2 = 520,000円 ・小学生 15,000円 × 2名 × 20組 = 600,000円 手ぶらでキャンプ（4名利用） ・ 23,000円 × 30組 × 1/2 = 345,000円
合計	1,465	

料金52,000円（2名分の宿泊・食事・体験等）
 ※専属スタッフサポート込
 + 2名まで追加可能
 （1名あたりの追加料金：
 中学生以上26,000円、
 小学生15,000円、未就学児5,000円）

無料！
 小学生以下！
 中学生以上半額！

【手ぶらでキャンプ】



料金 BBQ夕食付（朝食なし）
 1名利用 8,000円
 2名利用 13,000円
 3名利用 18,000円
 4名利用 23,000円

料金が半額に！

資料3